

令和2年9月14日

各支部・道場 様

市川市剣道連盟
会長 玉井 令二

錬士・教士称号認定会の実施について（特例通知）

みだしのことについて、下記により実施されます。

各支部・道場にあつては受審資格に該当する会員に周知せられ、手続きをお願いします。

今回の称号認定会の受審資格については、特例措置を設けます。（別紙参照）

記

錬士認定会

1. 期日 令和2年10月3日(土)
受付 午前9時00分～9時30分（時間厳守）
開会 午前9時30分
2. 会場 千葉県武道館 第1道場 千葉市稲毛区天台町323
TEL070-1345-8483
3. 受審資格 (別紙参照)
(1) 令和元年11月30日以前に六段以上を取得した者
及び特例該当者
(2) 六段以上取得後、県主催以上の講習会を3回（内1回は
地区連盟主催の講習会でも良い）以上受講した者。
4. 認定方法 実技並びに日本剣道形審査、及び講習手帳の確認。
*社会体育指導員剣道中級の認定を受けた者は、当該認定をもって実技小論文を免除とする
ので認定書のコピーを提出すること。
(認定料：6,000円 全剣連審査料10,000円)
5. 申込方法 剣連の申込書と本人申請書(自筆)を添付の事。*2枚提出
6. 申込期日 令和2年9月22日(火) 必着 *9月20日消印有効
(認定料は9月末までお振込下さい)
7. 申込先 〒272-0015 市川市鬼高1-7-5 中根秋幸 宛
TEL090-3240-7736
8. その他 (1) 提出物
①講習手帳を提出のこと。(申込書に同封下さい)
②全剣連指定の小論文は、受審者が認定会当日持参のこと。
(2) 申込料
①錬士認定料 10,000円
②全剣連審査料 10,000円
(認定会合格者のみ当日千剣連に各自納入のこと)

*小論文の内容については、錬士称号審査要項(受審者用)を参照のこと。

教士認定会

1. 期日 令和2年10月3日(土)
受付 午前9時00分～9時30分 (時間厳守)
開会 午前9時30分
2. 会場 千葉県武道館 第1道場 千葉市稲毛区天台町323
TEL070-1345-8483
3. 受審資格 (1) 平成30年11月30日以前に七段以上を取得した者
(別紙参照) 及び特例該当者

(2) 錬士受有者で七段以上取得後、県主催以上の講習会を5回以上受講した者。
4. 認定方法 実技並びに日本剣道形審査、及び講習手帳の確認。
*社会体育指導員剣道中級の認定を受けた者は、当該認定をもって実技全剣連筆記試験を免除とするので認定書のコピーを提出すること。
(認定料：7,000円 全剣連審査料15,000円)
5. 申込方法 剣連の申込書と本人申請書(自筆)を添付のこと。2枚提出
(全剣連筆記試験会場希望地を必ず記入のこと)
6. 申込期日 令和2年9月22日(火)必着 *9月20日消印有効
(認定料は9月末までお振込下さい)
7. 申込先 〒272-0015 市川市鬼高1-7-5 中根秋幸 宛
TEL090-3240-7736
8. その他 (1) 提出物
講習手帳を提出のこと。(申込書に同封下さい)
(2) 申込料
①教士認定料 12,000円
②全剣連審査料 15,000円
(認定会合格者のみ当日千剣連に各自納入のこと)

*全剣連審査については、教士称号審査会要項(受審者用)を参照のこと。
(錬士・教士 共通事項)

*自筆による個人申請書は、錬士用・教士用各々添付専用用紙を使用の事。
(千剣連HPから印刷可能)

*受審者確認票を必ず持参の事(忘れた方は受審出来ません)

別紙

新型コロナウイルス感染拡大防止のため各講習会が中止となっている関係で、受審資格年数に達しながらも規定の受講回数（錬士3回、教士5回）が不足している者について、今年度限り特例として、下記の内容のとおり認定会受審資格を変更します。

◆ 受審資格特例について

【錬士】令和元年11月30日以前に六段を取得した者及び特例該当者。

特例

県主催以上・千剣連派遣・地区講習会を1回以上受講している者。

認定会終了後、1年以内に下記回数の講習会を受講することを条件とする。

※ 現在の受講回数 1回の者 → 2回 2回の者 → 1回

【教士】平成30年11月30日以前に七段を取得し錬士受有者及び特例該当者

特例

県主催以上(千剣連派遣含む)の講習会を3回以上受講している者。

認定会終了後、2年以内に下記回数の講習会を受講することを条件とする。

※ 現在の受講回数 3回の者 → 2回 4回の者 → 1回

◆ 講習会の開催予定について

以下3講習会の内容を称号特例措置講習会に変更し開催。

- 10月10日 七段以上講習会
- 1月17日 幼少年指導者講習会
- 2月20日 女子講習会

詳細については後日連絡いたします。

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和元年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成22年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月24日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和2年10月16日（金）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階

全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成30年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月24日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和2年10月16日（金）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験を中止し、下記の通り課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」

※再受審者についても上記課題の小論文提出といたします。

- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和2年11月24日（火）